

「総長選挙制度」をめぐる歴史の教訓

芦田 文夫 「民主主義を考える会」代表
 ・故三代澤名誉教授、故中別府氏追悼
 ・編集後記：今、理事長と顧問のなすべきこと



「総長選挙制度」をめぐる歴史の教訓

芦田 文夫 「民主主義を考える会」代表
 前立命館百年史編纂室長

《 はじめに 》

いま、立命館では「学園の管理運営の改革・改善」が焦眉の問題となっている。これまでからも、「大学自治」や「立命館の民主主義」のあり方が大きく問われるようになる新たな段階をむかえる度ごとに、その基本にかえた全学的論議がおこなわれ、そのなかで学園のいわば憲法にもあたる「寄付行為」と「総長選出制度」の問題がクローズアップされてきた。戦後におけるそのような第1段階は、1948・49年の末川博総長の辞任問題をめぐる過程であり、初めての公選制の総長選挙規定が創り出されていったときである。第2段階は、60年代末の「大学紛争」をはさ

む「大学大衆化」が進行する過程であり、この総長選挙規定がいっそう内実化され完成されていった、とされている。そして第3段階は、近年の2004年の改訂であり、このなかでそれらが「総長選任制度」として大きく性格が変えられていく。それぞれを歴史的経緯のなかに位置づけてみることによって、今回の改訂がもつ特異性をあきらかにし、全学的論議の一助に役立てていただければと考えた次第である。以下の表現のほとんどは、『立命館百年史』第2巻、同資料編2から採ったものである（第2巻1章2節2、3章1節5、3章節1）。

《 一 》

第1段階では、戦後の新制大学としての再生が課題となり、戦前の「国家の須要に応ずる」大学から「国民のための」大学への一大転換が求められたのであるが、「禁衛隊」立命館にとってはそれが最も徹底したものとならざるを得なかった。末川総長を頂点に押し立て、教職員と学生の下からの運動によって、「平和と民主主義」の理念を教育・研究の「内容」「体制」「条件」に内実化させていく全学

挙げての一途な努力が続けられていった。

その末川先生ですら、途中で辞表を出さざるを得ないほど学園内外の守旧勢力は強固であった。取組みは、まず「寄付行為」の改正から着手され、その冒頭に「教学に関する事項一切を統理するために総長を置くの明文を設け且総長の任期と選任方法を規定」することから始まった。戦前の「寄付行為」には「創立者ハ終身総長タルモノトス」となっていたのである。総長公選制は、京大「沢柳事件」

などを経て旧帝大における大学自治権として確立してきたものであるが、創立者の建学精神や経営権とかかわる私学では戦前は全く問題となっていなかった。

戦後の大学民主化運動のなかで、多くの私立大学でも教授会による公選制、教職員の参加がかりとられていったのであるが、さらに学生をも含め、彼らによる「除斥投票」（例えば、一橋大）ではなくて、立命館ではポジティブな投票（間接選挙制のもとで）という最も徹底したやり方がうちたてられていった。

「総長選挙規定」起草委員会（理事・評議員より各2名、大学等教学機関の部科長より7名、教職員組合より2名）では、その原則にかんして「総長・学長一体制」と「間接選挙制」ということはすぐ一致をみたのであるが、学生の選挙権については異論がでて結局投票で決せられた（10対2）。そして、その後の論議のなかで、学生・生徒の選挙人数が起草委員会当初案の6名から一挙に23名に増やされていくのである。選挙人95名の構成は、専任教員55名（57.9%）、専任職員5名（5.3%）、高校生以上の学生23名（24.2%）、理事・評議員12名（12.6%）で、「教学優先の原則」ということと、それに結びついた「学内優先の原則」ということが貫かれようとし

た。

この「総長選挙制度」の創設と連動しながら、次のような「学園の管理運営」の基軸に坐ってくる諸制度の民主的改革が進められていったことが特徴的であった。第1は、寄付行為の改正による理事会・評議員会の抜本的改革である（1949年）。評議員会を重要事項にかんする決議・決定機関とし（2年後に「財団法人」が「学校法人」に代えられるのともない再び改変されるが）、学内の教職員が過半数を占めるように変えられた。改革推進派の安定多数が確保され、管理運営の中枢部が刷新されていった。第2は、教学にかかわる最高決定機関として大学協議会が名実ともに始動していったことである（1950年）。この核となったのが各学部教授会に足場を置く学部長理事制であった。「第1次学園民主化」を支えた基盤は教職員と学生の運動であったが、それを制度や機構の改変につないでいく原動力となったのは大学協議会であった。第3は、「全学協議会」制度（1948年）に象徴される全構成員自治の定着である。「全教職員、学生を含む公選制」という原則で選ばれた総長は、これらの諸制度によって支えられた、全学的意思の結晶としての存在なのであった。

《 二 》

第2段階は、「大学紛争」をはさんだ1960年代後半である。「大学の大量化」段階の到来と旧来の大学制度との間に生じた大きな断層をまえにして、大学自治論の新たな展開が求められた。1967年に総長選挙規定改正案討議資料として「立命館大学における大学自治（案）」がだされ、「大学紛争」を経るなかで1969年4月から1年ほどかけてそれが歴史的な「大学改革のための討議資料」として深化されていって、それにもとづく全学討議が組織されたのである。これまでは末川総長の

再選を前提としており、5期20年が経過してきたのであるが、新たな総長候補者の推薦手続も必要となってきた。

1965年最後の5選のとき、さしあたり経営学部の新設にともなう若干の手直しということで理事会案が提起されたのであるが、教学機関であらかじめ検討することなく作成されたという手続上の問題が、大学協議会や学振懇などで全学的な論議的になっていった。そして、期日の切迫のため「今回限り」ということで実施されるが、



1966 年度中に抜本的な規程改正をおこなうべきことが了解された。このなかで、「総長選挙の 4 原則」があらためて確認される。すなわち、①公選制による総長、学長一体制、②全教職員、学生を含む選挙制、③選挙人比率における学内の多数、④間接選挙制、である。

早速 1965 年 10 月から改正準備委員会が発足し、必要な諸資料の収集を始める。その報告書にもとづき学振懇の討議を経て、1967 年 5 月に起草委員会が設置され、まず作業の基礎とすべき事項の確認（総長選挙の歴史的総括、教学の現状把握、民主性についての空洞化の排除、など）をおこなった。起草委員会は、理事会および大学協議会のもとに作業にあたり、その過程において学振懇、全学協、業協など全学諸機関の意見を聴取することを確認し、事実 5 次にわたる修正案の往復論議のすえ、1968 年 9 月に「改正案要綱（案）」として全学に提起されるに至った。これが全学討議の場かけられ、12 月に「改正案要綱」として決定をみるのであるが、「大学紛争」の勃発によって中断を余儀なくされることになる。しかし、その後上記の新たな大学自治論によって根拠づけを深化されたうえで、1969 年 12 月に条文としてはほとんどそのままが規程化されて改正がなしとげられた。

そのさいの「総長選挙の原則」は継承発展させられ、新たに前文を置いてその基本精神がいつそう明確に謳われた。要点は、「平和と民主主義の理念に基づき教学を遂行する」「総長は、大学の学長を兼ねるとともに、学校法人の理事であり、外に対しては教学に関して法人および大学を代表し、内にあつては教学に関する諸事項を統括する」「総長が職務権限を行使するにあたっては、関係諸機関の意思に基づいて民主的になされる」「以上のような

重要な地位にある総長を選ぶには、全学的に民主的手続によって選挙されなければならない」ということにあった。

加えて、上記の新たな大学自治論文書による全学論議の内容を反映する改訂がなされた。新たな段階における大学と社会との関係は如何にあるべきか、大規模化と多様化のなかである種の形骸化をとまなう全構成員自治なるものを学生・教職員の新たな参加形態によって如何に実質化していくか、といった課題である。全構成パートのいっそう徹底した民主化が進められ、学部やクラスに基礎を置いた自主的活動、「教学次元からの自治の創造」が取り組まれた（「第 2 次学園民主化」）。総長選挙人の構成における学生および職員の比率が高められたのは、それぞれの位置づけが質的に変化したからである。対照的に、学外の理事・監事・評議員の比率が減じられた。「同和教育問題」や「大学紛争」の激動を経るなかで、恒常的に実質的な教学責任をもちうる主体は学内の教職員・学生において他にはないことが明らかとなり、「学内理事会」の実質的な制度化も進んでいたからである。172 名の選挙人のうち、学外の理事・監事・評議員は 20 名（11.6%）、専任教員 85 名（49.4%）、専任職員 20 名（11.6%）、学生・生徒 47 名（27.3%）であった。その後、新規程直前までの変化で、選挙人総数は 276 名、学外の理事・監事・評議員 27 名（9.8%）、専任教員 150 名（54.3%）、専任職員 36 名（13.0%）、学生・生徒 63 名（22.8%）となっていた。ちなみに、新設の候補者推薦委員会（27 名）にも、各学部から 1 名計 6 名の教員と全学部から計 6 名の大学協議員、2 名の高中教員、2 名の職員、3 名の学生が参加していた。



《 三 》

以上のように、「総長選挙規程」の改正は、その学園にとっての基本法たるにふさわしく当然のこととして、大学自治論の新たな段階の意味と内容が正面から問題提起され、全学的に実に周到な論議が交わされ、その結果として形成されてくる民主的な全学の合意と意思にもとづくという内実をもってなされてきたことが解る。その点に照らしてみると、2004年の改訂がもつ特異さが際立っている。新规定の詳細な内容は、むしろ現役の教職員のほうがご存知であろうから、ここでは教授会や教職員組合のレベルからだされていた批判的論点に拠りながら、以前の場合と歴史的に対比してみたときの特徴の要点だけを整理しておくことにしたい。

まず、「総長選挙規程」の原則と内容が全く異なったものに変えられている問題であろう。第1に、候補者の推薦委員会であるが、委員会は「理事会の下に」設けられ、委員は「理事長の推薦を受けて理事会が決定する」ことになった。そして、「理事長」が委員会の議長として筆頭の(1)号に挙げられ、「理事でない学外の有識者」が加えられた反面で、

「理事でない学内の教職員および学生」は完全に排除された。第2に、実際に投票する「選考委員」(「選挙人」が呼び変えられたもの)であるが、



276名から96名に大幅に削減されたうえ、理事でない学内の専任教員の比率が54.3%から36.5%に(同専任職員の比率はほとんど変わらず)、学生の比率は22.8%から17.7%に引き下げられた。この結果、従来立命館大学の各学部教授会では12名選出していたものが一挙に2名に減らされ、同じく学部学生では5名が1名となって、教学の現場からの意思の反映が著しく縮減されることになった。最終候補者の「選考」は過半数ではなく相対

多数の投票でよいとされ、その結果を踏まえて総長を「理事会が決定する」。第3に、全体として「学園の全構成員をふくむ選挙制」の原則が廃棄されて「選任制」に変えられたため、選挙管理の民主主義的一般原則が曖昧にされ、専任教員の区分以外のところでその公開性と公正性に疑義がだされている問題である。

しかも、これらが原則と内容の質的な変更でありながら、それを肝心の大学自治の新たな段階における意味と内容、したがって管理運営の基本的枠組み全体の改変と結びつけて、全学的に論議をし合意を形成していく提起の



し方が欠けていたという問題である。各教授会レベルから出されていた批判、「なぜ総長選任制度改革を行うのかその背景の説明が不足している」「総長選のあり方は学園のガバナンスを如何にデザインするかという全体的な議論の中で論じられるべきである」「制度設計として理事会(理事長)が総長を決める仕組みになっている」「総長の権限強化、理事長との兼任の可能性の明確化、任期の延長など、選任制度改革の域を超えている」などの意見は、このことを裏書きするものであろう。理事長が総長を決め、それらが常務理事や主要な役職者を任命し、またそれらが学部長理事を凌駕していつて教学のあり方をも実質的に左右していく、という枠組みをめぐる課題認識の希薄化である。いわゆる特別転籍問題も、「昔からやっていたから」というレベルの問題だけですまされない、このような基本構造に関わるものがあるからこそ、いっそう深刻なのであろう。

なによりも問題だったのは、これらの論点について、民主的な全学論議がほとんど保証されなかったことであろう。「各学部教授会で集約された意見書は、なんと常任理事会にお

いて討議されることもなく、理事長により回収された」(つまり単に聞き置くだけ)と伝えられている。「重要な部分についてほとんど修正を行うことなく強行的に決まったもの」とも書かれている。学生自治組織の代表も「学園を支えている全パートが反対しているのに強行され、しかも総長選当日理事会が“全構成員自治のもとでこの日を迎えられた”と挨拶したのはあきれ返って、悔しさと絶望を感じた」と発言している。まさに「理事長の理事長による理事長のための総長選任」だった、と総括されているのが実相なのであろう。実際の「選考」でも、理事でない専任教員の圧倒的多数が拒否票を投じた、と伝えられているのも前代未聞のことである。内容的にみても手続的にみても「クーデターの強行」という評言さえ聞かれるが、どうしてこのような拙速で乱暴なやり方がとられなければならなかったのでしょうか。

眼を外に転じると、21世紀に入ってから小泉「構造改革」に符節をあわせた大学改革論が急浮上してきつつあった。経済界からは、大学発の技術革新と新産業創出が死活のこととして求められ(「奥田ビジョン」)、これに応じて文部科学省からも「執行部によるトップマネジメント」や「民間的発想の経営手法」の導入が構想される(「大学構造改革の遠山プラン」)。私大連盟も、「学長及び理事長を筆頭とした大学執行部(トップ・マネジメント)の強力なリーダーシップの発揮」「その中には、当然、教員の人事権(任用、昇格及び処遇等)…も含まれる」「教授会を『諮問機関』に変え、決定権限をなくす」(03年「自己責任戦略経営の確立」)などを提言するようになっていた。このような上からの流れに率先して掉さそうと猛進しているうちに、足下の民主主義を見失ってしまったのだろうか。しかし、いま「構造改革」をめぐる潮目も変わってきて、全国各所で国公私立の大学人から批判や反撃が起

こり、逆転勝利も報じられるようになってきている。

クーデターのやり方が遅かれ早かれ“揺り戻し”を伴うことは、幾多の歴史が教えるところであろう。いわんや学問と教育の府にあっては、できるだけ早く知性的な正道に立ち帰ることが望まれる。基本法に当たるところを、十分な全学的な論議と合意を欠いたままにしておく、なにごとにも実質的な正当性が確保し得なくなるのである。事あるごとに、その基本の問題との関わりが顔をのぞかせ、動揺が繰り返されるであろう。21世紀の大学改革は、これから「教学的実実化」、その質が問われてくる本番の段階を迎えようとしているといえよう。大学自治の新たな段階で、法人や理事会に対してどう教学の真の主体性を貫いていくか。教学の現場との乖離をなくし、どう学生や教職員の創造性の発揮と参加を再生させていくか。このことが、決め手になってくるのではなかろうか。近年の「トップダウン方式」がもたらした現実を真摯に総括して、腰を据えた中長期の持続的発展が可能な「学園の管理運営」のあり方を、全学の英知を集めて創りあげていくべき時ではなかろうか。



マンション 住宅の欠陥

回答者

弁護士

榎本 武光さん

いま、理事会で、理事長を任期満了後は顧問にしたいとの意見が出ています。このような顧問についてどう考えればよいでしょうか。

(埼玉県・S生)

◆ ◆
榎本 理事長を顧問にしたいとの理由は何か。

——第一に、長年の管理組合の理事長をしてきた功績に報いるためです。

◆ ◆
第二に、管理組合の実情に詳しいので、何かあ

ったとき知識・経験を活用したいからです。

榎本 管理規約には顧問についての定めがあるのですか。

——管理規約には、何も定めはありません。

榎本 もともと管理組合の役員については、輪

いません。

仮に理事長を顧問にする①、理事会で決議する②、総会で決議する③、管理規約を改正して顧問制

度を制定する④のいずれかの方式をとることに

なります。しかし、それぞれ問題があると思います。

理事長を長く務めた人を 顧問にしたいとの意見が

番制をとったり、再任禁止を定めたりする例もあるように、

長年理事長を務めた後にさらに顧問になるというの

は管理組合の正しい運営の観点からも望ま

しいことではないと考えます。

◆ ◆
マンション標準管理規約も、顧問制度をとって

①の理事会で決議する方式では、往々にして理事長が自らの権力を維持するために顧問になることを望み、

ほかの理事がそれに反対しにくいというケースが起りえます。

◆ ◆
②の総会で決議する方式では、歴代の理事長の

なかで顧問になる人とならない人が出てきて、管理組合の運営上無用な軋轢(あつれき)をもたらし

ますケースが出てきます。

◆ ◆
ましてや、歴代の理事長全員が顧問になると、はたして顧問制度が機能する

か問題となります。

◆ ◆
③の管理規約で制定する方式では、顧問が事実上拒否権を持つケースが出てくる

ことなく、総会・理事(長)・監事という管理組合の運営方式との整合性をとることが難しく

なります。

◆ ◆
もし前役員

の知識・経験を活用したのであれば、そのマンション固有の問題で、

専門委員会の委員になって協力してもらうのがよいでしょう。

◆ ◆
しんぶん赤旗(08・10・12) 日曜版

【参考資料】

社会は10年サイクルで大きく変化します。今、常務理事会は学園の管理運営、教職員の待遇などの検討を進めているそうです。

この間の理事会は近視眼的な政策を教職員、学生の反対を押し切って強引に推し進め、社会的批判と教職員の反撃と学内の人心の離反を生みました。その結果、今度は政策形成過程のみならず、自らの政策の整合性さえ見直さなければならなくなっています。

右の新聞記事(しんぶん赤旗日曜版:10.12付)は、立命館と非常に似た問題を指摘していますので、参考にご紹介します。

■退職教員(会員)、現役職員のご逝去にあたって■

去る8月9日に中別府 三郎氏(59歳、総務部)、9月10日に三代澤 経人氏(65歳、経営学部名誉教授)がお亡くなりになりました。

お二人が若くして来世に旅立たれたことを残念に思います。生前のお二人が「考える会」有志に寄せられたご厚誼のひとこまをご紹介します、ここにご冥福をお祈り申し上げます。

故三代澤 経人氏は、今年3月、組合の「退職者を送る集い」に参加され、職場委員や監査委員を担われた思い出を語っておられました。氏はそこで「民主主義を考える会」の世話人から加入を訴えられると、「自分は身体が悪いので何も出来ないが、名前を出すくらいで良ければ」と即座に賛同を示されたそうです。

また、故中別府 三郎氏は、入院中の6月下旬頃よりだいぶ体調がすぐれない状態でした。7月初めから数回お見舞いに行った折、学園の状況(特別転籍問題、評議員選挙等)を話すと、「なんでそんなことをするのか」と憤慨して、引き続き組合や『考える会』のニュースを読みたいと言っておられました。

両氏のお気持ちを「考える会」は、しっかり受け止めていこうと思っています 合掌

【編集後記】

-----今、理事長と顧問のなすべきこと-----

社会的には「名ばかり管理職」の残業代(超勤料)の不払いが問題になっていますが、立命館では、先頃「相談役」から「顧問」に役職名が変わったにも関わらず、依然として「影の理事長」としての「院政」的振る舞いが続いているようです。

なんのために「顧問」になったのでしょうか？アドバイザー企業などのネットワークの継承が残っているだけとして、「顧問」に残ったのではないのでしょうか。

前号の編集後記に記した、週1回程度の出勤で高額報酬を得ている指摘に反発して、出勤日数を増やすのは誰も望んでいないはずですが、指摘を気にするのであれば、報酬額を下げることを申し出るのが筋で、学園政策・運営にまで口出ししないのが筋でしょう。

「顧問」とは、本来、会社や団体などで「相談を受けて意見を述べる」役のはずです。現場の役職者が参考意見を求めてもいないのに、昔の威厳を振りかざして「特別転籍問題」や「学友会代理徴収問題」などの“世間で非常識のご意見”番を務めることが本当に望まれているのでしょうか？そんなことをすればするほど、学内外からの汚点評価が増えるだけです。

理事長時代は日にち単位で時々“朝令暮改”の発言があったものが、最近では時間単位での「前言無視のご意見」が増えて困っているとの噂も聞こえてきます。

組織の指導者層の高齢化が進み、円滑な世代交代が行われず、組織の若返りが阻まれる状態を“老害”と云うそうです。いやな言葉ですが、立命館の顧問や理事長を見ていると、この言葉が実感されます。

この間、国民から全く支持されず、失態ばかりで政権運営行き詰まった福田首相が突如政権を放り出して、麻生内閣が登場しました。マスコミには「無責任な投げ出しだ」、「公明党の揺さぶりだ」、「内閣改造時の密約だ」等々の見出しが踊りました。辞任の評価はともかく、首相が辞任して「新しい体制」が始まったのは確かです。誰が考えても人心が離れて「支持率」も福田内閣以上に底に着いた学園トップも、その位の英断があっても良いのではないかと考えるのは自分だけでしょうか。

顧問や理事長の「自分の代わりになる者は何処にもいない」という過剰な“自負心”は噴飯ものです。過去に職員の最高責任者を務めた故西村幸雄氏や井川定雄氏は、新しい時代の学園を新しい人たちが切り開いてくれることを信じ、「優れた人材は沢山いる、チームワークによって立派な学園を築いてもらいたい」と云って身をひきました。

なぜ、現在の顧問や理事長はそう出来ないのでしょうか？利益相反に抵触する恐れのある初芝学園の理事長を兼務するなど、なぜ役職に恋々と未練を持ちたがるのでしょうか？朱雀キャンパス7階は教職員や学生の目に触れないので、居心地がよいのでしょうか？それとも「特別転籍問題」に対する態度と同じで、人心なんか屁とも思っていないのでしょうか？

文科省から自浄能力がない学園として、更なる追加処分を受ける可能性があるやに聞いています。これ以上学園の名誉を傷つけないように静かに身を引くことが、お二人のなさねばならぬ最後の仕事ではないでしょうか。

(M&H)



ご案内



教職員組合執行委員会（佐藤春吉委員長）は、10月10日に発表した「緊急提言」（同封の”ゆにおん No. 77”）の実現をめざし、9・10 理事長・総長声明に沿った具体的な内容の提示を求め、下記の決起集会を行うことになりました。

組合より「立命館の民主主義を考える会」の賛同者他の皆さんにご紹介し、参加を呼びかけて頂きたい、との要請を受けました。

幸い、「考える会」ニュース発行直前でしたので、ここにご紹介します。お時間の許す方は、

最近の学内状況を生で知る機会として、是非ご参加しましょう！

学園の危機を克服し、教職員・学生の信頼を回復し、 民主的な学園運営の確立を求める決起集会！

日 時：10月29日（水） 午後6時30分～

場 所：◎朱雀 601 東 会議室
◎衣笠 至徳館(旧中川会館3階)304 東・西 会議室
◎BKC コア大会議室



※お詫びとお知らせ※

7月26日（土）に開催しました第3回フォーラム「総長選挙のあり方を問う—法政大学の経験に学ぶ—」の報告集は、夏休みを挟んだ関係やご多忙な報告者の皆さん、コーディネーターとの文章の確認、事務局の力量問題などがありまして、発行が遅れています。

このニュースNo. 14号の後、今月中には発行できる予定ですので、いましばらくお待ち下さい。

事務局連絡先：

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学教職員組合 気付

「立命館の民主主義を考える会（元教職員）」

TEL:075-465-8200（宮澤気付） FAX:075-465-8201

メールアドレス rits.democracy@gmail.com（ご意見、感想はこちらまで）

ホームページアドレス <http://rits-democracy.blogspot.com/>